

原子力発第07261号
平成20年2月26日

愛媛県知事
加戸守行 殿

四国電力株式会社
取締役社長 常盤百樹

管内重要施設における保安管理の確認に係る国からの依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年2月20日付けで、今後、北海道洞爺湖サミットを始めとした関係閣僚会議が国内で開催される予定であることを踏まえ、経済産業省原子力安全・保安院から、別添のとおり依頼がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

経済産業省

平成 20・01・28 原院第 3 号

平成 20 年 2 月 20 日

四国電力株式会社

取締役社長 常磐 百樹 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久

NISA-238d-08-3

NISA-135d-08-8

管内重要施設における保安管理の確認について（依頼）

平成 20 年 4 月から 7 月にかけて北海道洞爺湖サミットを始めとして関係閣僚会議が我が国各地で開催される予定であり、平成 20 年 2 月 5 日付け警察庁丙備発第 21 号をもって、警察庁警備局長から、本サミット等をめぐっては、「テロ・ゲリラ」事件等の発生が懸念されることから、当省に対し、自主警備体制の強化を指導すること等について要請がありました。

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）としては、今回の要請を踏まえ、一般電気事業者等の有する施設・設備の保安管理体制及び保安確保について再確認することが必要と考えます。

つきましては、当院は、貴社に対し、下記の対応を依頼します。

記

1. 以下に掲げる事項について、最新の知見を踏まえて再確認するとともに、現場で有効に機能しているかを確認すること。
 - (1) 水力、火力及び原子力発電所並びに送電及び変電施設（以下「施設」という。）における自主警備体制の強化
 - ①施設内への不正侵入を防止するための監視装置、防止柵、施錠等の設置状況
 - ②施設及び設備に対する不正行為等を検知するための監視方法

- ③無許可者が偽って施設内へ侵入することを防止するための入退管理方法
- ④不審者・不審物や不審事象の兆候を早期発見等するための施設巡視点検
- ⑤業務用車両、身分証明書、制服等の盗難防止対策
- ⑥保安管理に係る情報漏えい防止対策及びサイバーテロ対策
- ⑦核物質防護規定等に基づいた各種防護措置
- ⑧放射性物質等の保管及び運搬に関する管理

(2) 連絡体制の確立

- ①非常時における警察等関係機関への連絡通報（最新の情報に基づく連絡体制の整備、代替連絡先・手段の確立、その方法・手段の従業者への周知徹底等）
- ②盗難・紛失発生情報及び不審者情報等の警察への通報連絡の徹底（従業者への周知徹底等）

2. 上記1. の再確認の結果、対策が不十分であると認められた場合は、速やかに必要な措置を講じること。また、必要に応じて、訓練により対策の有効性の確認に努めること。